

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

.....
I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況 2012 . 3 . 1 速報版

特例民法法人の平成 24 年 4 月 1 日付の移行登記の取扱いについて
. 2012 . 2 . 16 掲載分

NEWS ・ お知らせ

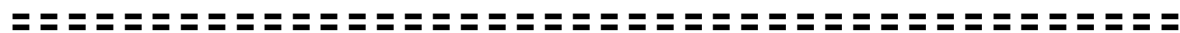
公益認定等委員会だより （その 10） 2012 . 2 . 1 発行分

公益認定等委員会だより （その 11） 2012 . 3 . 1 発行分

公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成 20 年基準）
. 2012 . 1 . 12 公表分
（日本公認会計士協会）

今月の TOPIX

平成 23 年度税制改正についてのポイント解説



公益法人協会等からのお知らせ ・ 最新動向について

～ 全国申請状況、特例民法法人の平成 24 年 4 月 1 日付の移行登記の取扱いについて ～

全国申請状況 ～統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 24 年 2 月末時点 : 全国の申請状況（平成 20 年 12 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日）

行政庁からのお知らせ詳細 >>> <http://bit.ly/z6A4d0>

全国約 24,000 件の公益法人のうち、平成 24 年 2 月末時点で「移行認定」「移行認可」「公益認定」申請済の法人は、9,474 件（このうち、公益認定申請件数は 188 件）となっています。（詳細は下記参照）

移行認定 : 5,566 件、約 23.2%

移行認可 : 3,720 件、約 15.5%

申請率（ + ） : 約 38.7%

処分率 : 約 14.9% （認定 2,528 件、認可 1,050 件 計 : 3,578 件）

特例民法法人の平成 24 年 4 月 1 日付の移行登記の取扱いについて

以前から懸念されていた新法人への移行登記日に関する問題（内容 参照）で、昨年から内閣府では 4 月 1 日の登記ができるよう調整している旨の情報があり、弊社でも九州各県の行政庁へ確認したところ、ほとんどの県で対応を検討しているということでした。

平成 24 年 4 月 1 日が日曜日であり、法務局が閉鎖している為、4 月 1 日に移行を希望される法人においては 4 月 2 日にしか書類を持参することができず、そのため 4 月 1 日だけ（つまり 1 日）の事業年で決算をしなければならないのか、ということ。

しかし、今回ようやくではありますが、内閣府より平成 24 年 4 月 1 日に法務局において登記の申請を受け付ける旨のお知らせがあり、希望される法人にとっては、胸を撫で下ろす結果となりました。

ただ、このお知らせの内容では、詳細は該当法人に別途お知らせするとなっているため、具体的な手続きについては分かりませんが、法務局に確認したところ、次の 2 通りの方法があるとの事です。

4 月 1 日(日)の一定の時間、管轄商業登記所を開庁するという事なので、当日書類を持参する。因みに福岡法務局では、現時点（H24.3.1）において、通常の営業時間 8:30~17:15 を予定されていますが、変更する可能性があるため、直前に確認した方が良いという事です。

3 月 30 日(金) 17:15 分迄（3 月 29 日以前に到着しても差し支えない）に管轄商業登記所に書類を送付する。

内閣府からのお知らせは、下記をご覧ください >>> <http://bit.ly/zesn89>

=====

NEWS ・ お知らせ

公益認定等委員会だより（その 10、その 11）

～ 国所管の特例民法法人の移行動向調査結果（その 10 より抜粋）～

公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成 20 年基準）

【公益認定等委員会だより（その10）】

～ 公益認定等委員会だよりが、平成24年度からリニューアルされています ～

国所管の特例民法法人の移行動向調査結果について

内閣府が、現在の主務官庁を通じて特例民法法人の移行動向について調査を実施した結果がこの程まとめられ委員会だより（その10）において公表されています。

今後の推移を予測する参考になさってください。以下、結果の概要と主要な結果をご紹介します。

概 要

調査期間 : 平成23年10月7日～11月15日

調査対象 : 未申請の国所管特例民法法人 3,915 法人

回答法人数 : 3,872 法人

国への申請済み法人（H24.1.31時点）

2,628 法人（国所管への申請が見込まれる法人のうち、約6割の法人数）

移行予定先

公益法人 : 38.2% 公益法人指向は年々低下傾向

一般法人 : 49.2% 着実に増加

その他 : 12.6% このうち、解散が4.6%

申請予定先

内閣府 : 61.7%

都道府県 : 34.7%

未定 : 3.7%

74%の法人が、方針を決定して申請書の作成等の準備に着手し、今後の方針を検討中の法人を合わせると約98%の法人が移行申請に向けて動いている状況です。

今後については、申請が平成24年7月～9月の間に集中することが想定されています。

< 予定申請時期（年度） >

申請中 : 24.4%

24年（1～3月） : 7.7%

24年（4～6月） : 9.9%

24年（7～9月） : 25.8%

24年（10～12月） : 11.6%

25年 : 7.5%

未定 : 8.0%

申請の予定なし : 5.1% 解散・消滅合併等予定の場合等

< 移行希望時期 >

24 年 1 月 : 1.8%
24 年 4 月 : 27.5%
25 年 1 月 : 6.7%
25 年 4 月 : 43.7%
25 年 12 月 : 7.7%
その他 : 12.6%

< 現在の検討状況について >

まだ着手していない : 2.2%
今後の方針（移行予定先等）について検討中 : 23.9%
今後の方針が概ね決定し、申請書作成の準備中 : 56.3%
申請書作成中 : 17.7%

公益認定等委員会だより その 10、その 11 は下記をご覧ください >>>

<http://bit.ly/yTwrnQ>

<http://bit.ly/zYx08S>

【公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成 20 年基準）】

日本公認会計士協会から、上記表題のチェックリストが公表されています。

当該報告は、公益法人が作成した財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の様式等が「公益法人会計基準」に準拠しているか否かを確認するために使用するものです。ご参考までにご一読ください。

主な内容は、日本公認会計士協会のホームページをご覧ください。（専門情報より）

=====

今月の TOPIX

平成 23 年度税制改正についてのポイント解説

平成 23 年 6 月 30 日に平成 23 年度税制改正法案(旧法案)の一部が「切り出し法」として公布・施行されました。旧法案のうち、切り出し法として成立しなかった項目（旧法案の積み残し部分）についての法案（修正法案）が引き続き審議されていましたが、法人課税と納税環境整備の項目以外を削除した再修正法が平成 23 年 11 月 30 日にようやく成立し、12 月 2 日に公布・施行されました。上記の税制改正に関する一連の審議に加え、東日本大震災からの復興を図るために必要な財源を確保するための「復興財源確保法」も同様に 11 月 30 日に成立し、12 月 2 日に公布・施行されました。「再修正法」の項目のうち、法人税率の引下げと課税ベースの拡大に係る項目は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

今回は、その中でとりわけ公益法人について平成 24 年度に関連する項目を取り上げました。

1-1) 法人実効税率の引き下げと復興特別法人税の創設

<趣旨>

国を開き、世界水準の投資・事業環境を整備するため、国際的にみて高すぎる法人実効税率を主要国並みに引き下げる。

中核的な製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、国内投資を促進させることで、デフレ脱却・国内雇用の創出を図る。

<改正内容>

公益法人等（現状の特例民法法人）

法人税率	所得金額 800 万円超	（現行）	22%	（改正後）	19%
	所得金額 800 万円以下	（現行）	18%	（改正後）	15%

公益社団・財団法人（新制度移行後の法人）

法人税率	所得金額 800 万円超	（現行）	30%	（改正後）	25.5%
	所得金額 800 万円以下	（現行）	18%	（改正後）	15%（ ）

中小法人（資本金 1 億円以下）に適用される軽減税率

1-2) 復興特別法人税（復興財源確保法関係の追加税）

<趣旨・課税事業年度>

企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、3 年間（平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの期間に最初に開始する事業年度開始の日から同日以降 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度）の措置として、恒久減税の効果を 早期に実現する。

<改正内容>

基準法人税額（当該法人の各課税事業年度における一定の税額控除適用前の法人税額）に 10% の税率分の復興特別法人税が上乘せされます。

1-1) と 1-2) の関係性

移行後の公益社団・財団法人（所得金額 800 万円超）のケース：

1-1) で法人税率が 4.5% 引下げられた結果、法人実効税率（地方税含む）が約 5% 引下げられる予定ですが、1-2) により 3 年間 10% の付加税が課されることから、法人実効税率が変動することとなります。

$$\begin{aligned} \text{基準法人税率} & 25.5\% \quad \cdot \quad \cdot \quad \cdot \quad (a) \\ \text{復興特別法人税} & 25.5\% \times 10\% \quad (\text{上乘せ部分}) = 2.55\% \quad \cdot \quad \cdot \quad \cdot \quad (b) \\ \text{よって、法人税率は、} & (a) + (b) = 28.05\% \end{aligned}$$

((b)は、恒久減税分(4.5%)に吸収され、結果 1.95%下がることとなる。)

参考) 法人実効税率の推移

移行後の法人(所得 800 万円超)のケース

平成 23 年度以前	・ ・ ・	40.7%
平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	・ ・ ・	38.0%
平成 27 年度以降	・ ・ ・	35.6%

移行後の法人(所得 800 万円以下)のケース

平成 23 年度以前	・ ・ ・	27.1%
平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	・ ・ ・	25.1%
平成 27 年度以降	・ ・ ・	23.7%

2) 減価償却制度の定率法償却率の変更

<趣旨>

法人税率引下げに伴う課税ベースの拡大
国際的水準に合わせていくとの観点

<改正内容>

平成 24 年 4 月 1 日以降取得する資産から、減価償却に定率法を適用する場合、現行の 250%定率から 200%定率法に変更することが必要となる。

$$\text{定率法の償却率} = \text{定額法の償却率} (1/\text{耐用年数}) \times 200\% \quad (\text{現行 } 250\%)$$

参考) 耐用年数 16 年の場合の償却率

$$\text{改正前 } 1/16 \text{ 年} \quad (= 0.0625) \times 250\% = 0.15625$$

$$\text{改正後 } 1/16 \text{ 年} \quad (= 0.0625) \times 200\% = 0.125$$

3) 消費税の仕入税額控除の見直し (95%ルールの見直し)

現在は、課税売上割合が 95%以上であれば、消費税は全額控除が認められています。(いわゆる 95%ルール)

しかし、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度(課税期間)からは、課税売上高が 5 億円超の法人(個人)にはこれを適用せず、非課税売上割合分は、消費税の控除対象にできないこととなります。(つまり、95%ルールの対象者を、1 年間の課税売上高が 5 億円以下の事業者に限定)

以上、平成 24 年度の予算に影響する事項を取り上げましたが、この他にも以下の改正項目(「切り出し法」+「再修正法」)があります。(法人関連税制に関する項目のみ列挙)

課税ベース拡大に係る項目

- ・ 欠損金の繰越控除の見直し (注: 中小法人には適用なし)

- ・貸倒引当金の損金算入の縮減
- ・試験研究費の特別控除の縮減と延長
- ・中小企業等基盤強化税制の廃止
- ・法人税の中間納付制度の見直し
- ・中小企業投資促進税制の延長
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の特例の延長 など

.....
<スタッフより>

収支予算、事業計画の作成とお忙しい時期をお過ごしのことと思います。また、すでに申請中の法人様については、行政庁とのやりとりも加わり、なおさら大変だと思います。

このメールマガジンにもありますが2月16日に内閣府より、平成24年4月1日の法人登記に関する法務局の対応が発表され、対象となる法人様は一安心といったところでしょう。

また、福岡県については、公益認定等審議会の開催回数を月に2回実施されるということで、4月1日登記に向けての準備が行われております。

ところで、最近研修会等を実施したときに良く耳にするのが、公益法人へ移行した後の行政庁への書類の提出について、あまり御存知ではないということです。移行後の提出書類は、移行認定申請時と同様の書類を提出しなければならないのですが、これについて説明すると、知らなかったと言われることが多いのです。

移行認定申請のときはコンサルタント等に依頼しており、申請書の内容がよく解っていないなどの話も聞きますので、コンサルタント等には移行後の書類作成のためにも、その作成方法や内容について教えてもらわなければ、後々困りますので、その点は留意されてください。

予算作成後も決算やその理事会等の開催など事務局の皆さまにとってお忙しい時期が続きますが、お身体には用心して乗り切っていただければと思います。（廣門）

.....
ご要望・ご感想

- ・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。・ ・
[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

- ・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。・ ・
[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
.....